

今治明德短期大学における研究費等の使用に関する行動規範

平成31年2月20日

学 長 裁 定

大学における研究活動は、社会からの信頼と負託によって支えられている。本学で扱うすべての経費（以下「研究費等」という。）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関だけではなく、我が国全体の研究活動の発展をも阻害しかねないものである。

このことを踏まえ、今治明德短期大学（以下「本学」という。）は、社会から負託された大学の使命と役割に応え、研究活動に対する信頼を確保するため、研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学における研究費等の運営及び管理に関わる全ての教職員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 教職員は、研究費等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、研究費等の運営及び管理に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに研究費等の配分機関が定める使用ルール等（以下「ルール等」という。）を遵守しなければならない。
- 3 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 教職員は、研究費等の運営及び管理に当たり、取引業者との関係において疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 5 教職員は、研究費等の運営及び管理に当たり、研究費等の取扱いに関する教育等に積極的に参加し、ルール等の理解に努めなければならない。
- 6 研究者は、研究費等の運営及び管理に当たり、不正使用を行った場合は、本学や研究費等の配分機関の処分を受けること及び法的な責任を負うことを誓約しなければならない。